

議 案 第 39 号

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法等の改正に伴い、市民税に係る特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例及び延滞金の計算期間に関する規定等を整備するため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「それぞれ当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第53条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第53条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第53条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第53条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第39条第1項中「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が

減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。) は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。) については、次に掲げる期間(政令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第36条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第53条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。) については、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1

号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第54条第2項中「についても」を「がある場合には」に、「ときは、」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げ

る期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第13条の次に次の1条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第13条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第28条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互

免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第7条第10項（外国居住者等所得相互免除法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、外国居住者等所得相互免除法第7条第12項（外国居住者等所得相互免除

法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。) に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 16 項（外国居住者等所得相互免除法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは外国居住者等所得相互免除法第 7 条第 18 項（外国居住者等所得相互免除法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」と、前項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」とする。

(4) 附則第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 28 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 28 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 21 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 20 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の

税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。

以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) 第7条第14項(外国居住者等所得相互免除法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」と、第1項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」とする。

- (4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第29条第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に、「とする」を「と、前項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)」とあるのは「租税条約等実施特例法」とする」に改め、同条第3項中「第19条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第29条第3項」を「附則第29条第3項後段」に改め、同項第2号中「附則第29条第3項」を「附則第29条第3項後段」に改め、「、第26条第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第29条第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第29条第3項」を「附則第29条第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)」に、「又は配当所得」を「若

しくは配当所得」に、「とする」を「と、第1項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」とあるのは「租税条約等実施特例法」とする」に改め、同項第4号中「附則第29条第3項」を「附則第29条第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第29条第3項」を「附則第29条第3項前段」に改める。

附則第31条中第12項を第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、5分の4とする。

附則第31条中第11項を第17項とし、第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、同項の前に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第31条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第50条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、5分の4とする。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項の表第11条第3号の項中「第53条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

(松戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「松戸市市税条例」の次に「（以下「改正後の条例」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の条例附則第32条第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第31条及び附則第50条の改正規定並びに第3条の規定並びに附則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中附則第13条の次に1条を加える改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第39条第4項の規定は、施行日以後に改正後の条例第39条第

2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 改正後の条例附則第 13 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の条例附則第 28 条の 2 の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

4 改正後の条例第 53 条第 5 項及び第 54 条第 4 項の規定は、施行日以後に改正後の条例第 53 条第 3 項及び第 54 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 改正後の条例附則第 31 条第 7 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 改正後の条例附則第 31 条第 10 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正後の条例附則第 31 条第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例附則第 31 条第 12 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に

新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 改正後の条例附則第 31 条第 13 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正後の条例附則第 31 条第 14 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 改正後の条例附則第 31 条第 18 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 42 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 改正後の条例附則第 50 条第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 42 項に規定する家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。